

平成 24 年 1 月 16 日

秋田地区労働福祉協議会

会長 金持 史宣 様

秋田市長 穂 積



労働者福祉に関する要請について（回答）

日頃より、本市行政に対してご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

平成 23 年 12 月 21 日付けで提出のありました標記の件について、下記のとおりの回答します。

記

- 1 労働者福祉の向上・前進に向け、秋田労福協および労福事業団体（労働金庫、全労済、秋田県労働会館）に対して引続き支援・協力していただくとともに、事業や制度内容を周知・宣伝していただきたい。

秋田労福協および労福事業団体に対しましては、従前のおり支援・協力してまいります。また、各種制度等については、必要に応じて広報あきた等を通じ周知を図ってまいります。

（商工労働課）

- 2 労働条件をはじめ福利厚生面で、大企業と中小企業で大きな格差があります。秋田市中小企業勤労者福祉サービスセンター（ワークパル）は、生涯生活設計支援、中退共・財形・福利共済・各種融資制度など多様なサービスを提供して、中小企業で働く勤労者の拠り所になっています。国庫補助は廃止されましたが、秋田市は補助を継続しセンターの自立に向けて広域化を推進すること。

秋田市中心小企業勤労者福祉サービスセンター（ワークパル）に対する市の補助金については、次年度も継続する予定であります。

安定したセンター運営のためには、会員数の確保や自立化に向け地域に即した十分な事業内容の検討が必要であることから、現在、センターにおいて、会員や運営委員の協力のもと加入促進に努めるとともに、福利厚生制度を持たない市内中小企業等を対象に、制度に関する課題や需要を把握するため事業所を訪問してヒアリング調査を実施しており、その調査結果を基に運営委員会等で事業内容等について検討されるものと考えております。

（商工労働課）

- 3 東北労働金庫秋田県本部に対する預託金について、①労働者福祉対策金2億円、②秋田市勤労者福祉サービスセンター（ワークパル）融資制度見合い預託金1千万円をお願いしたい。

預託金については、従前のとおり継続したいと考えております。

（商工労働課）

- 4 秋田市内のメーデーに対して「30万円」の補助金をお願いしたい。

秋田市内のメーデーに対する補助金については、自立して事業実施が可能であると判断したことから、平成23年度から廃止しておりますのでご理解くださるようお願いいたします。

（商工労働課）

- 5 秋田労福協は「チャリティーゴルフ大会」を毎年開催し、参加費や協賛広告金などを基に災害遺児愛護会をはじめ福祉団体に寄贈しています。今年は「震災復興支援チャリティー大会」として開催し、参加者や団体から寄せられた協賛金を、県内の福祉団体や岩手県ボランティアセ

ンターに寄贈しました。来年度以降も、協賛広告や役職員の多数の参加を要請します。

貴団体が社会貢献活動として続けられている「チャリティーゴルフ大会」については、従前のおり職員へ参加を呼びかけてまいります。

(商工労働課)

6 「多重債務問題改善プログラム」に基づき、県の多重債務者対策協議会を中心に、実効性のある以下の施策を展開していただきたい。

(1) 相談窓口を整備・強化し、各施策を速やかに実行すること。

本市では、市民相談センターにおいて、多重債務無料相談会の開催や、庁内連携による多重債務者の掘り起こしに努めるなど、多重債務者が債務整理の第一歩を踏み出せるよう取組を行っております。

また、秋田県多重債務者対策協議会とも、引き続き連携を図ってまいります。

(市民相談センター)

(2) 民間非営利(労金・生協・NPO等)による低利融資を広げるため、自治体提携融資の拡充や貸し手側のリスク軽減などの支援策を講じること。

既に東北労働金庫に対し、預託金として生活資金の貸付原資(1億6千万円)を預託しており、次年度以降も継続したいと考えております。

(商工労働課)

(3) 多重債務問題における自殺防止対策にあたっては「借金は必ず解決できる」ことの啓発や、相談窓口への迅速な誘導に努めること。

本市では、多重債務問題等における自殺対策に関し、秋田市自殺対策庁内連絡会議や秋田市自殺対策ネットワーク会議を設置し、労働関係や民間団体等の関係機関との情報交換を深めるなど、各種の取組を進めております。

また、多重債務者向けに相談を促すチラシ等を作成し啓発に努めているほか、民間における相談窓口として活動しているNPO法人等を支援するなど、相談体制の強化を図っております。

今後も、引き続き関係機関と連携しながら、相談窓口や相談会等の周知に努めてまいります。

(健康管理課、市民相談センター)

7 生活保護制度の適正な運用・制度の改革・相談体制の充実について、 以下のように実施するとともに、政府・関係省庁に働きかけていただきたい。

(1) 生活保護の申請権を保障し、ケースワーカーを増員すること。

秋田市福祉事務所では、生活保護申請時において、本人の意思が確認できた場合、すべての申請を受理しております。

昨今の社会経済情勢の悪化に伴い、生活保護の申請や相談件数は増加しております。一方、秋田市の職員数は、秋田市定員適正化計画に従って削減しており、全庁的に少数精鋭組織の構築に取り組んでいる中、23年4月に1人、12月にさらに2人増員したところであります。

ケースワーカーの業務量は増加している状況にありますが、市民の生活を第一に考え、今後もきめ細かなケースワークができるような環境づくりを図ってまいります。

(保護第一課、人事課)

(2) 捕捉率（生活保護基準以下の生活者のうちの保護受給者の割合）の調査を実施し、結果を公表するとともに、捕捉率を高める措置を講じること。パンフレット・申請書を公共機関に置き、市民に制度を周知

すること。

生活保護は、申請に基づいて開始されるものであり、捕捉率調査を行う考えはありません。

市民への制度の周知は、「市民便利帳」や保護第一課・保護第二課ホームページ等で行っております。

なお、生活保護の申請時には、申請する方に対し疑問点や不明点等について説明する必要がありますので、申請書の保護第一課・保護第二課窓口以外への設置は考えておりませんので、ご理解くださるようお願いいたします。

(保護第一課)

- 8 秋田県労福協は、弁護士会、司法書士会、NPO等と提携し「ライフサポートセンターあきた」を開設しています。センターには多くの方から相談が寄せられました。今後も、勤労者の不安を解消し、地域福祉の向上を目指した活動を展開していきませんが、下記についてご指導、ご協力をいただきたい。

- (1) 多重債務問題に関しては、当センターでは労金を窓口に対応しますが、秋田市としても消費生活相談員の増員、並びに十分な権限付与と待遇の改善をはかっていただきたい。

本市では、消費者の立場に立った問題解決を図ることができるよう、事業者とのあっせんや関係機関との交渉を行う消費生活相談員を増員し、体制を強化しております。

また、消費生活相談員の待遇改善については、消費者庁が消費生活相談員の雇用形態・勤務体系について制度の在り方を検討・整理することになっていることから、消費者庁の動向を見ながら対応をまいります。

(市民相談センター)

(2) 当方でも広報に努めていますが、秋田市の「広報」等への掲載など、
広報・宣伝に努めていただきたい。

「ライフサポートセンターあきた」の活動は、働く人達の様々な問題
解決のために重要であると認識しております。本市としましても、今後
も必要に応じて協力してまいります。

(商工労働課)

(3) 当センターへの相談内容は多岐に渡っていますが、職を失ったまま
仕事に就けない方からの相談が数多くありました。その多くは、医療
費、年金、住居の問題等複数の問題を抱えています。雇用環境の厳し
いなかでの就労・自立支援に向けて、様々な角度から施策を展開して
いただきたい。

離職者への支援については、重要な課題と捉え、各種施策を実施して
いるところであります。

就業支援として、国の緊急雇用事業を活用して雇用を創出したほか、
求職者を対象として就職に必要なスキル等を習得する講座の開催や、就
職や仕事に役立つ資格の取得に要する経費の一部を補助する資格取得助
成事業、就職や生活等に関する相談を行う「秋田市離職者緊急相談セン
ター」を開設している等、ひとりでも多くの方が就職できるよう支援し
ております。

今後も、市民が安心して生活ができるよう、社会情勢に応じた対策を
講じてまいります。

(商工労働課)

9 小学校に導入された「集団フッ素洗口」は本来医療行為であり、現場
での児童や教職員の負担が大きくなっています。負担感の軽減と、薬液
の廃棄や大量に出るごみ等、環境破壊につながらないよう努めていただ
きたい。

フッ化物洗口は、学校保健活動の一環として行っており、教職員の負担を少なくするために、学校外で洗口薬剤の管理および希釈を行うなど、安全かつ効率的な実施体制としております。

残留洗口液の廃棄については、環境に影響がないことを確認しておりますが、紙コップについては、所要時間短縮のために使用しているものでありますので、ご理解くださるようお願いいたします。

(学事課)

- 10 キングタクシーと秋田臨港の労働組合は、会社の不当労働行為からの救済を求めて、秋田県労働委員会に申立していましたが、3月と12月にそれぞれ救済命令が出されました。行政としても、こうした反社会的で悪質な企業行動をいさめ指導し、市民が働きやすい社会環境をつくっていくようご尽力いただきたい。

労働条件および労働者の保護に関する各事業所等の監督・指導を行う行政機関は労働基準監督署であります。

本市への相談等があった場合は、適切な行政機関への誘導を行います。

(商工労働課)

担 当 秋田市企画財政部広報広聴課
広聴担当

直 通 018-866-2034

FAX 018-866-2287